

資料編

I. 建設業の許可と建設工事の種類

建設業の許可	
大臣許可と知事許可	2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可
	1つの都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む者は知事許可
許可の区分 (一般建設業と特定建設業)	一般建設業の許可業者は、発注者から直接受注した工事について、総額5,000万円(建築一式工事：8,000万円)以上の下請契約を締結することはできません。
建設工事の種類	29業種 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
	建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、法第3条の規定に基づき、上記29建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。
軽微な建設工事	建築一式工事では、工事1件の請負代金の額が1,500万円未満 ^{注)} の工事又は延べ面積が150m ² 未満の木造住宅工事 その他の建設工事では、工事1件の請負代金の額が500万円未満 ^{注)} の工事
許可の有効期間	許可の有効期間は、5年間 許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

注) 注文者が材料を支給する場合には、請負代金に支給材料の市場価格(運送賃含む)を加えた額で判断します。

II. 営業所専任技術者・現場技術者(主任技術者・監理技術者)となるための要件

要件																					
主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者	1) 下記の実務経験を有する者 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 高等学校の指定学科卒業後</td> <td style="text-align: right;">5年以上</td> </tr> <tr> <td>② 専門学校の指定学科卒業後</td> <td style="text-align: right;">5年以上</td> </tr> <tr> <td>③ 高等専門学校の指定学科卒業後</td> <td style="text-align: right;">3年以上</td> </tr> <tr> <td>④ 専門学校(専門士又は高度専門士)の指定学科卒業後</td> <td style="text-align: right;">3年以上</td> </tr> <tr> <td>⑤ 短期大学の指定学科卒業後</td> <td style="text-align: right;">3年以上</td> </tr> <tr> <td>⑥ 大学の指定学科卒業後</td> <td style="text-align: right;">3年以上</td> </tr> <tr> <td>⑦ 上記①～⑥以外の学歴の場合</td> <td style="text-align: right;">10年以上</td> </tr> </table> 2) 国土交通大臣認定者 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 実務経験者</td> <td style="text-align: right;">Ⅲ. 主任技術者となりうる国家資格^{※1}等参照</td> </tr> <tr> <td>② 1級及び2級国家資格者等</td> <td style="text-align: right;">Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格^{※1}等参照</td> </tr> <tr> <td>③ 登録基幹技能者</td> <td style="text-align: right;">Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格^{※1}等参照</td> </tr> </table>	① 高等学校の指定学科卒業後	5年以上	② 専門学校の指定学科卒業後	5年以上	③ 高等専門学校の指定学科卒業後	3年以上	④ 専門学校(専門士又は高度専門士)の指定学科卒業後	3年以上	⑤ 短期大学の指定学科卒業後	3年以上	⑥ 大学の指定学科卒業後	3年以上	⑦ 上記①～⑥以外の学歴の場合	10年以上	① 実務経験者	Ⅲ. 主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照	② 1級及び2級国家資格者等	Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照	③ 登録基幹技能者	Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照
① 高等学校の指定学科卒業後	5年以上																				
② 専門学校の指定学科卒業後	5年以上																				
③ 高等専門学校の指定学科卒業後	3年以上																				
④ 専門学校(専門士又は高度専門士)の指定学科卒業後	3年以上																				
⑤ 短期大学の指定学科卒業後	3年以上																				
⑥ 大学の指定学科卒業後	3年以上																				
⑦ 上記①～⑥以外の学歴の場合	10年以上																				
① 実務経験者	Ⅲ. 主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照																				
② 1級及び2級国家資格者等	Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照																				
③ 登録基幹技能者	Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照																				
監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者	^{※3} 指定建設業以外 1) 1級国家資格者 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円以上 ^{※2} である工事に関して、2年以上指導監督的な実務経験を有する者 3) 1) 又は2) と同等以上の能力を有すると認められる者																				
	指定建設業 1) 1級国家資格者 2) 1) と同等以上の能力を有すると認められる者 ⇒国土交通大臣特別認定者(建設省告示第128号(平成元年1月30日)の対象者)																				

※1 国家資格：Ⅲ、「主任技術者となりうる国家資格等」およびⅣ、「監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等」を参照してください。

※2 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。(※なお、昭和59年10月1日以前に請負代金額1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日以前に請負代金額3,000万円以上の建設工事に関して積まれた実務経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができます。)

※3 指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の7業種をいいます。

【指定学科】（規則第1条）

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業、建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

Ⅲ. 主任技術者となりうる国家資格等（規則第7条の3第1項第2号）

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
屋根工事業	1. 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
しゅんせつ工事業	1. 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
ガラス工事業	1. 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
防水工事業	1. 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
熱絶縁工事業	1. 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
水道施設工事業	1. 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者